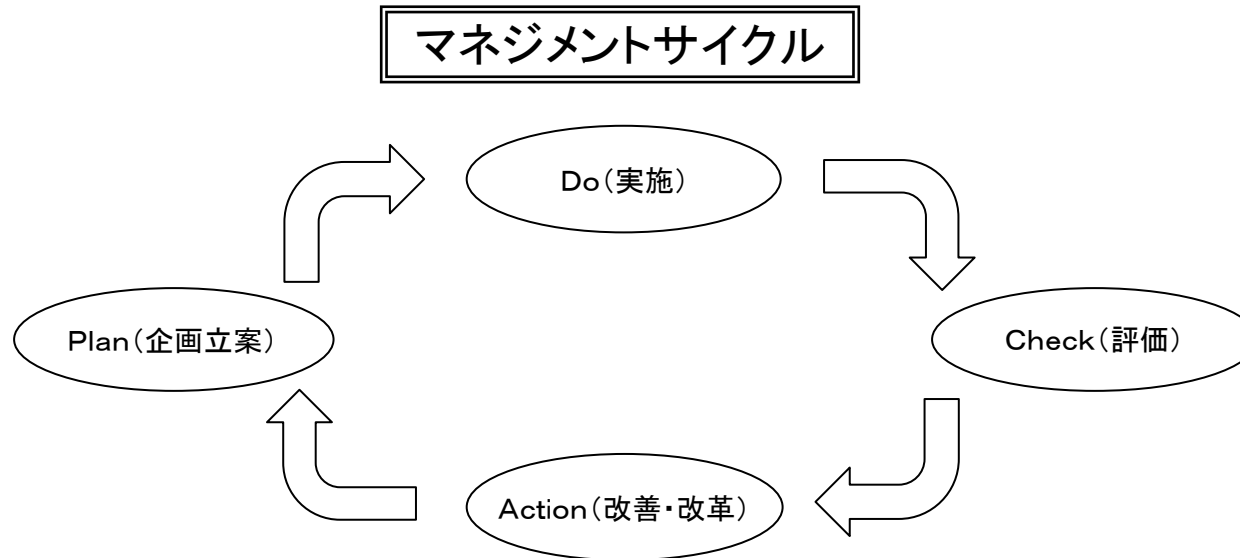


雲仙市の行政評価の概要について

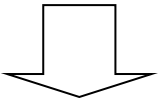
1. 行政評価のしくみ

行政評価とは、市が実施している政策、施策及び事業について、一定の指標を用いて、客観的に有効性や効率性などを評価・検証し、その結果を政策等の企画立案や実施方法の改善など、行政活動に反映するしくみです。

「Plan(企画立案、予算編成)」→「Do(実施、予算の執行)」→「Check(評価)」→「Action(改善・改革、次の予算に反映)」というマネジメントサイクルを市政運営の中に組み込むことにより、成果を重視した、市民満足度の高い行政の実現を目指します。



「計画し、予算を確保し、事業を執行する(Plan-Do)」ことに熱心 → 「結果を評価し、次の計画へ反映させる(Check-Action)」ことを重視



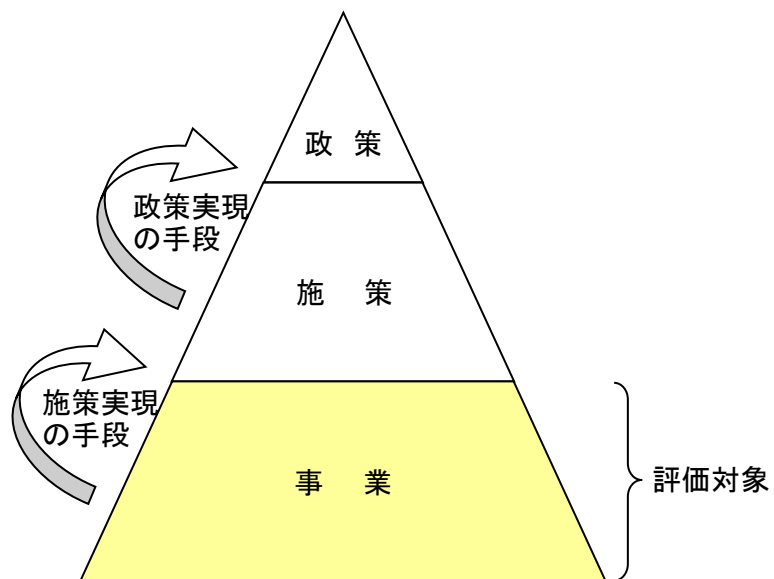
- 【行政評価の目的】**
- ①市民が求める質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。(歳出の量的改善・質的改善)
 - ②どれだけのコストを投じ、どれだけの行政サービスを提供したかだけでなく、市民にどのような成果をもたらしたかを重視します。
 - ③市民に対し、市が取り組む施策やその成果について、説明責任を果たします。

2. 評価の対象

第2次雲仙市総合計画(基本計画)の「政策」「施策」「事業」の政策体系の中で、当面、事業を対象とした「事業評価」を実施します。

政策	第2次雲仙市総合計画(基本計画)の25政策	⇒	事業評価導入後の状況のみで検討します。 ただし、数値目標の進捗状況は政策企画課において公表します。
施策	第2次雲仙市総合計画(基本計画)の82施策	⇒	事業評価導入後の状況のみで検討します。
事業	予算の「中事業」の808事業(R3)	⇒	令和3年度当初予算に計上されている「中事業」のうち、事業開始2年目以降の継続事業を対象とします。 ただし、下記の項目に該当する経費を除きます。

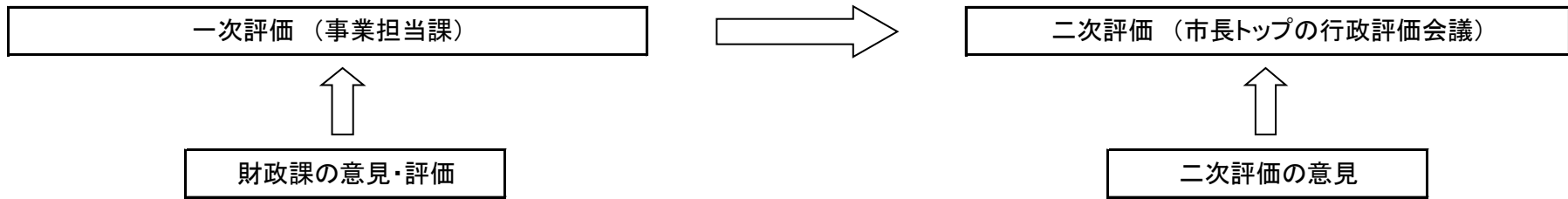
【政策体系図】



事業評価の対象から除く経費

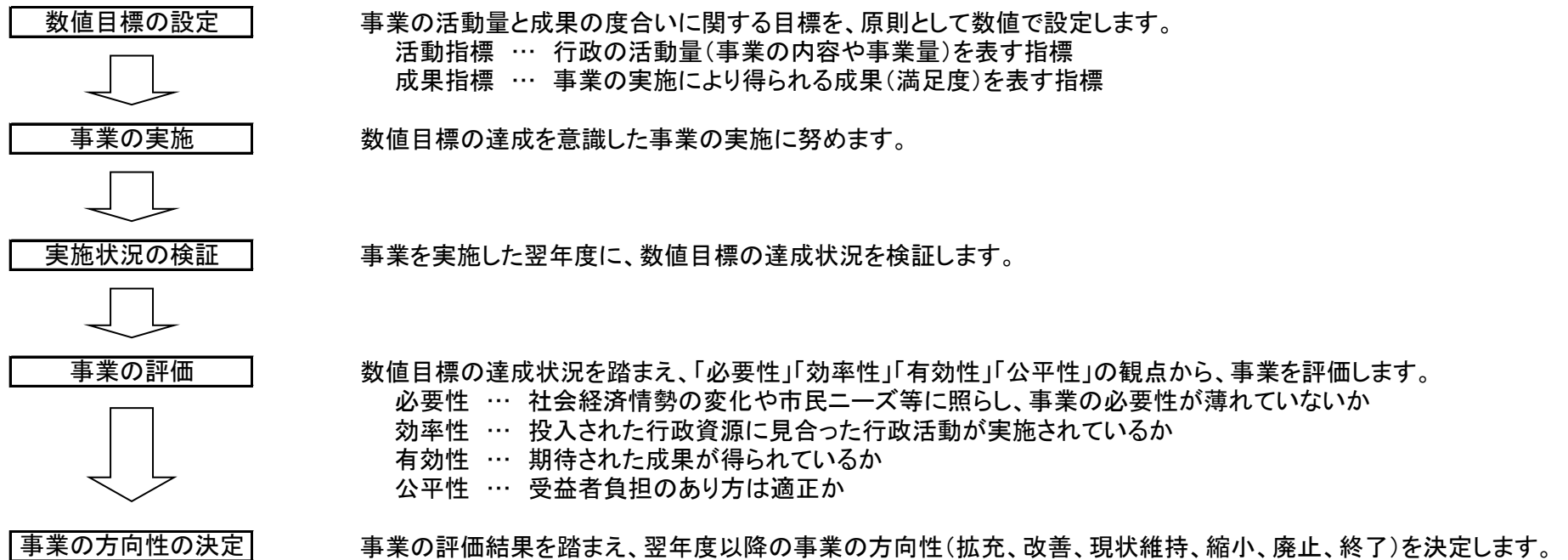
- 1 議会費
- 2 公債費
- 3 過年度貸し付け分の利子補給費
- 4 特別職等給与費、職員人件費
- 5 予備費
- 6 災害復旧費
- 7 県営事業負担金
- 8 一部事務組合負担金
- 9 積立金
- 10 国費等返還金
- 11 他会計繰出金
- 12 課の運営に係る一般経費
- 13 市に裁量の余地がない事業

3. 評価の主体



※必要に応じて、一次評価の中から選定して二次評価を行います。

4. 評価の方法



5. 評価結果の反映

予算に関わるもの

事業担当課は、評価結果に沿って、事業内容を見直し、予算要求に反映します。
財政課は、予算編成過程において、評価結果を適切に活用します。

予算に直接関わらないもの

事業担当課は、評価結果に沿って、翌年度以降の事業内容を見直します。

6. 評価結果の公表

評価結果は積極的に公表します。

7. その他

行政評価の仕組みは、全国的に見てもまだ完全なものではありません。
今後も仕組みを見直しながら、雲仙市にあった行政評価の確立に向けて取り組んでいきます。